

人口問題研究資料一〇

十八歳未満の子女の分布

厚生省 人口問題研究所



## 十八歳未満の子女の分布

### 第一 序言

我国現行の所得税制度や相續税制度に於ては、納税者の同居家族中、十八歳未満の子女がある場合は、税額或は課税價格より一定の控除をなして賦課するといふ恩典があり、又政府、公共團體或は其他の家族手當の支給も、十八歳未満の子女を對象としてゐることは、周知の通りである。而して十八歳未満の子女が、一納税者或は一俸給生活者に就て如何なる分布を示してゐるか、既存の統計資料から之を作り上げることが不可能であつた。従つて、若し當局者が、所得税の免稅總額や家族手當の支給總額を豫算に計上しようとする場合には、如何なる方法によつて之をなしたかは、知る由もないが、相當に困難であつたものと考えられる。

人口問題研究所では、先年（昭和十五年一月二十日現在）全國的に出生力に関する標本的調査を行つたが、其の調査結果によつて、現在一夫婦當

りの十八歳未満の子女の分布状態を算出することが出来るに至つた。勿論夫婦の数と世帯の数とは厳密に見て一致するものではないし、又納税者は必ずしも有配偶者と限らず、更に其の逆も真ではない。加之、十八歳未満の子女が、税法や家族手当制度に限定する「同居の家族」とは限らないし又出産力調査は「現在の夫婦」の子女数を調査したのであるが、税法や家族手当の場合の子女は、必ずしも現在の夫婦の子女に限定されず、同居家族であれば先夫或は先妻の子女でも差支ないのである。

斯う云ふ風であるから、「出産力調査」に依る「夫婦当十八歳未満の子女の分布を、直ちに税法や、家族手当に云ふ所の「十八歳未満の同居家族」に当てはめることは出来ないが、然し十八歳未満の子女を有する納税者や家族手当の受給者は、概して有配偶者であり、又一夫婦は概して一世帯をなして居り、更に又十八歳未満の子女は概して同居の扶養家族であるから、其の喰違は、程大なるものとは思はれぬ。況んや現在前記の様は十八歳未満の子女の分布は、之を他に知る方法はないのであるから、出産力調査の

結果は十分に其の参考資料となると思ふ。(註)

(註) 所得税や家族手當制度では、十八才未満の外に、六十才以上の老若及不具癯疾者も其の恩典に浴することとなつてゐる。六十才以上の老若の分布はまだしも推算するに難くないかも知れないが、不具癯疾者の調査は明治十二年の甲斐國人別調以外には、之を缺いてゐるため、全然之を推知するの由がない。

## 第二 職業別分布

「出産力調査」の概要及其の調査結果の大体に就ては「人口問題研究」  
第一巻第一号及第七号に掲載せられてゐるから、茲には之を再叙しない。  
唯その調査票の數に就て云へば、配布數は一三六、六二七票であつたが、蒐  
集せる記入済調査票は八〇、六三八であり、而して此の中七九、七九三票が、  
本調査に有效であつた。

今十八才未満子女の分布を、先づ職業別に示せば次の如くである。尚ほ  
本調査に於ける無子夫婦とは云ふ迄もなく、事実上の無子（実子女なき）  
夫婦と、子女があつても既に十八才を超ゆるもの、換言すれば十八才未満  
の子女を有せざる夫婦を包含するものである。従て一般の所謂「無子夫婦」  
ではない。一子以上の子女に就ても同じ關係のことが云へる。

第一表 職業別分布表

(實數)

職業別	子女數		總數
	夫	婦	
總數	七九七九三	一九三三七	一四四七三一
一般俸給生活者	一三二九七	六五七七	一九九七四
一般賃銀勞働者	一五九四八	三二四六	一九一九四
一般中小高工業者	五五二七	一五五四	七〇八一
農村在住者	四六一三八	一六〇三五	六二五三
俸給生活者	三二一三	六六二	三八七五
賃銀勞働者	四六六四	九七八	五六四二
高工業者	四〇〇七	一四七	四一五四
農業者	二六四九九	七九四三	三四四四二
漁業者	一三八〇	四一四	一九九四
其他	二、三七五	八九一	三、七六六
富有階級	八九一	三四九	一二四〇
力下階級	一九九二	六六	二〇五八
階級	一四一	一三八	二七九
階級	二五八	一四六	四〇四
階級	二九一	二一六	五〇七
階級	三三九	六四	四〇三
階級	三四八	三九	三八七
階級	二八九	二五	三一四
階級	一五五	六	一六一
階級	六六	六	七二
階級	三〇	二	三二
階級	六	一	七
階級	三	一	四
階級	一	一	二

三

同上百分比

職業別	子女數	總數													
		夫婦總數	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
總數	數	100,000	24,222	18,133	17,714	14,933	11,224	7,264	4,222	1,940	680	190	40	1	0
一般俸給生活者	數	100,000	19,338	12,332	12,446	10,288	10,122	4,477	1,433	0	100	100	1	1	1
一般賃銀労働者	數	100,000	19,733	11,666	17,399	15,666	12,255	7,622	4,099	1,680	440	0	7	100	1
一般中小高工業者	數	100,000	20,888	18,244	18,299	16,844	13,322	7,644	3,877	1,480	310	100	1	1	1
農村在住者	數	100,000	28,566	16,033	15,111	13,622	10,899	7,533	4,733	3,340	870	240	50	100	0
俸給生活者	數	100,000	20,600	16,966	19,088	17,433	11,177	6,944	4,055	2,370	870	340	120	6	1
賃銀労働者	數	100,000	20,977	17,222	15,188	14,177	11,199	8,155	6,500	3,922	1,990	580	13	1	1
高工業者	數	100,000	28,622	15,222	14,188	13,133	10,811	7,944	5,522	3,522	1,320	650	100	5	5
農業者	數	100,000	29,977	15,888	14,977	13,555	11,033	7,499	4,522	1,920	560	90	1	1	1
漁業者	數	100,000	30,000	15,366	14,355	9,577	10,655	8,777	4,711	4,355	1,670	510	7	1	1
其他	數	100,000	37,522	15,755	13,222	11,455	8,677	6,199	3,333	2,366	1,090	310	1	1	1
富有階級	數	100,000	39,177	15,499	16,399	13,022	7,188	4,388	2,811	0	670	670	322	1	11
力下階級	數	100,000	3,311	7,088	12,955	14,611	17,022	17,477	14,511	7,788	3,311	1,570	30	5	1

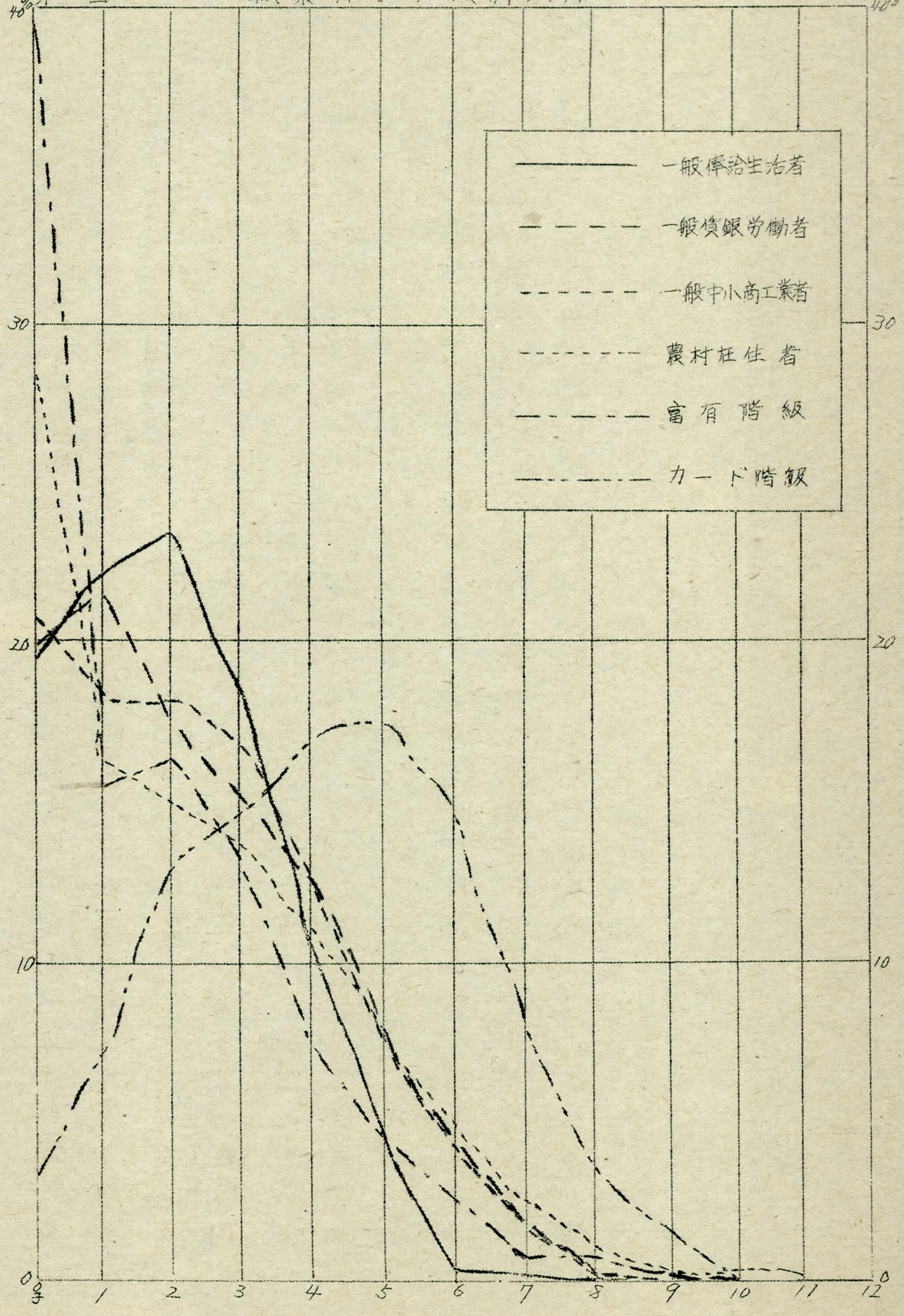
第一表に依て見れば、總數に於ては、無子の夫婦が最も多く、以下一子  
二子、三子と漸減してゐる。十子以上の子女を有するものは絶無ではない  
が其の比率は極めて微細である。

更に之を職業別に見れば、農村在住者は俸給生活者の場合を除き、無子  
夫婦が圧倒的に多く、以下一子、二子、三子の順に規則的に通減してゐる  
が、都會生活の職業者に於ては、其の分布は一樣ではない、即ち一般俸給  
生活者、同賃銀労働者、同中小商工業者に於ては無子夫婦よりも一子夫婦  
の数が多く、殊に俸給生活者に於ては二子夫婦が最も多い。然るに富有階  
級へ当時所得税一〇〇円以上を納付するもの、都市と限つて調査したので  
はないが、大部分は都市居住者であるに於ては、無子夫婦が圧倒的に多  
く、次位は二子夫婦である。又カード階級即ち要保護者帯に於ては、一般  
とは逆に無子夫婦が甚だ少なく、一子、二子、三子と五子迄増加して行き、  
六子以上から漸減してゐる。



第一圖

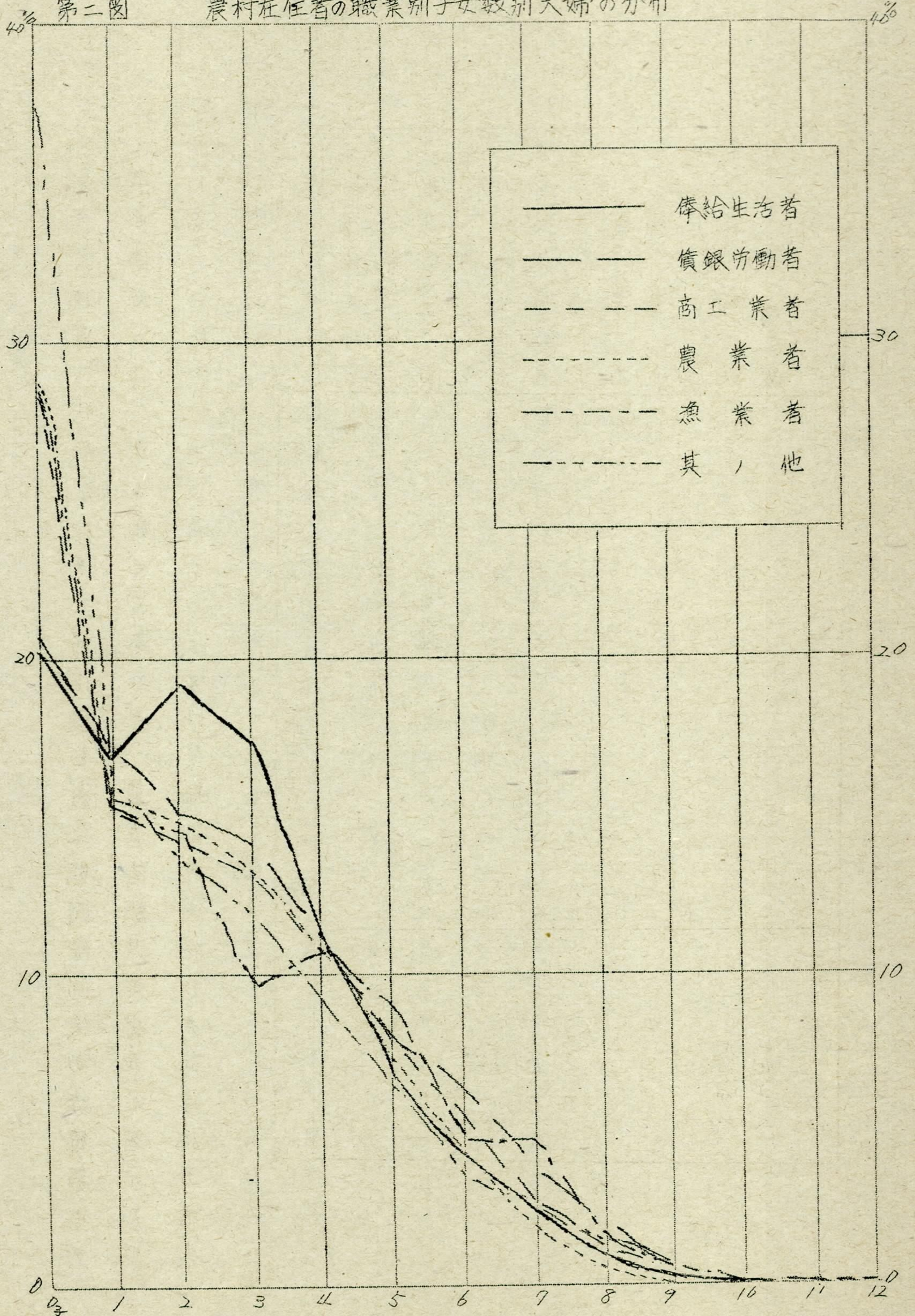
職業別子女數別夫婦ノ分布



此の理由は説明するに困難ではない。即ち農村に於ては一箇村全部の夫婦に就て調査したので、此の中には多数の妊孕期間経過の老人夫婦、即ち子女を有しても概ね十八才以上である所の夫婦が他に比して多いのである。之に對して都市の俸給、賃銀生活者や、一般中小商工業者は特定の職場に勤務してゐる者や特定の地域で現在業に従事してゐる者を、調査の対象としたのであるから、其の年齢は比較的若く、従つて妊孕期間経過後の夫婦数は少ないのである（註）又富有階級に於て一般に年長者が多いのは容易に理解されることであり、更にカースト階級が他と特異な型を示してゐるのは、元來此の階級は多子をかへて生活に困難なるもの、又は頼るべき子女（即ち十八才以上の子女）を有しない者達であるから、之亦当然の結果である。

第二圖

農村在住者の職業別子女数別夫婦の分布



(註)

「出産力調査」結果に依て夫婦総数と妊孕期間経過後の夫婦数との比率を掲ぐれば、次の如くであつて、富有階級及農村在住者が圧倒的に多いことを知るのである。(米妊孕期間経過後の夫婦は他の職業に包括する)

	夫婦総数	妊孕期間経過後ノ夫婦数	%
一般俸給生活者	一、三、四九一	九、五九	七、六八
一般賃銀労働者	一、四、四六七	一、六〇三	一一、〇八
一般中小商工業者	四、九、九六一	一、一八三	二、三、七〇
農村在住者	三、七、〇七七	一、三、七二九	三七、〇三
俸給生活者	二、九、二二四	五、五九	一九、一二
賃銀労働者	四、〇、八六	八、一〇	一九、八二
高工業主	三、五、二七	一、三、〇五	三七、〇〇
農業者	二、三、一六一	一〇、五四〇	四五、五一
漁業者	一、一、八三	五、一五	四三、五三
* 其他	三、一、九六	一	—
富有階級	七、九〇	四、九三	六二、四一
力下階級	一、七、九〇	三、五三	一九、二二
計	七、七、六〇六	一、八、三二〇	二五、五八

尚ほ諸種の点から一般に人口政策の対象となるべき、十八才未満の子女六子以上を有する夫婦の数及比率を掲ぐれば次の如くである。

第二表 六子以上の分布

(実数)

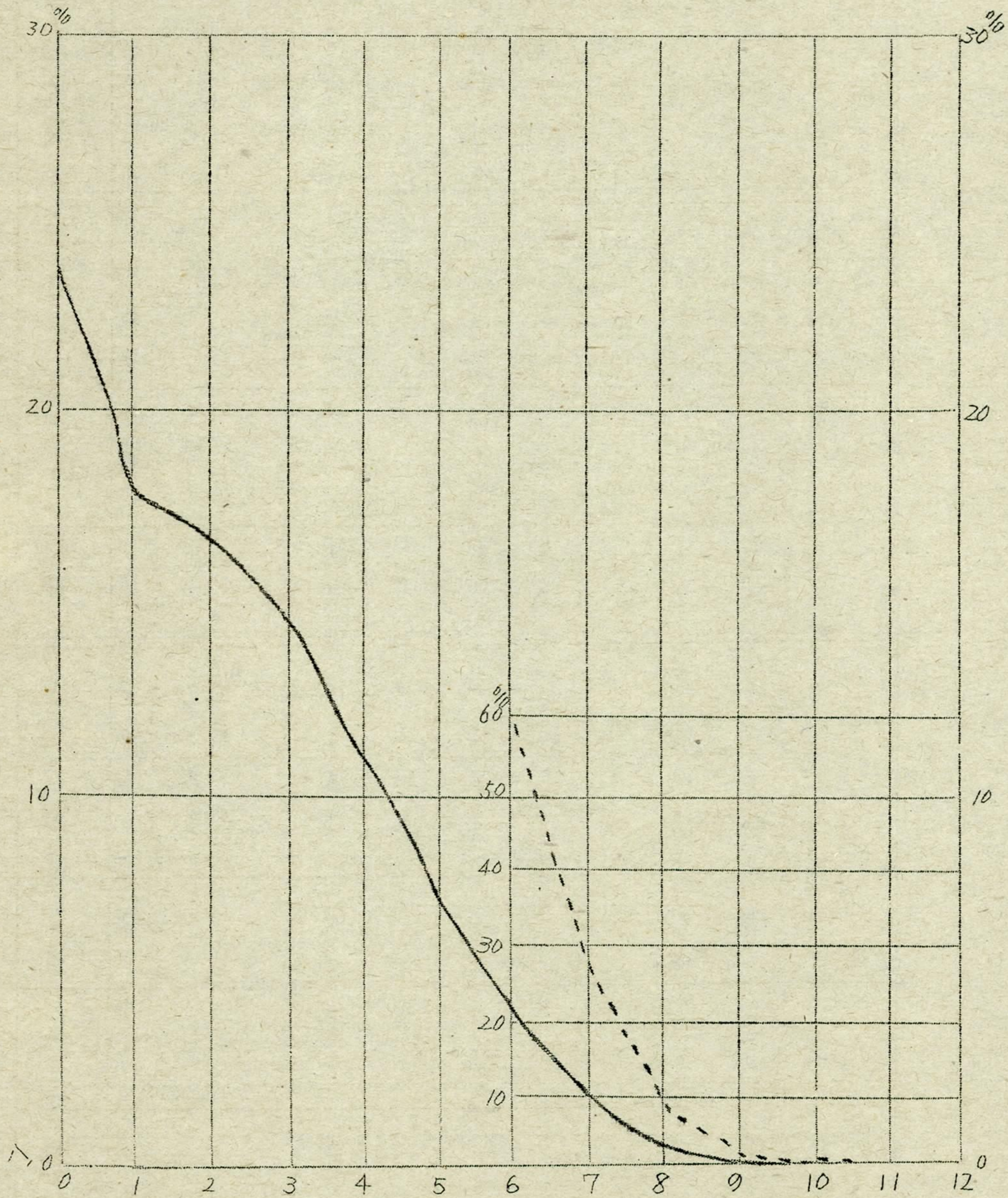
職業別	子女数	
	子	女
總數	五六五一	三三六六
一般俸給生活者	二六二	一九〇
一般貸銀労働者	一〇〇四	六五三
一般中小商工業者	三二〇	二一四
農村在住者	三四七七	一九九五
俸給生活者	二五一	一三〇
貸銀労働者	六一二	三〇三
商工業者	四〇五	二二一
農業者	一八八二	一一九七
漁業者	一五六	六五
其他	一七一	七九
富有階級	三九	二五
力ド階級	五四九	二八九
總數	五六五一	三三六六
六	一五五二	五四一
七	五五	一四
八	七〇	一七
九	一一	一
十	二	一
十一	一	一
十二	二	一

同上百分比

職業別	子女數		總數	六	七	八	九	十	十一	十二
	總數	百分比								
總數	100,000	59,577	59,577							
一般俸給生活者	100,000	72,552	20,999							
一般賃銀労働者	100,000	65,004	26,779							
一般中小商工業者	100,000	66,888	25,633							
農村在住者	100,000	57,318	28,333							
俸給生活者	100,000	51,779	30,218							
賃銀労働者	100,000	49,511	29,990							
商工業者	100,000	54,577	24,994							
農業者	100,000	63,600	27,055							
漁業者	100,000	41,677	38,464							
其他	100,000	46,200	32,775							
富有階級	100,000	64,100	15,318							
力下階級	100,000	53,644	28,233							

第三圖

18才未満子女数別夫婦の分布  
(附6子以上の分布)





### 第三 所得階級別分布

次に十八才未満の子女の分布を、所得階級別に観察すれば、如何なる結果を得るであらうか。所得税の賦課、減免は勿論、家族手当の支給も、其の人の所得を考慮に入れることは周知の通りであるから、この分布は相当注意に値ひするものと考えらる。

尚ほ「出産力調査」に於ては、俸給及賃銀生活者に就ては、「五〇円未満」、「五十円以上百円未満」、「一〇〇円以上一五〇円未満」、「一五〇円以上二〇〇円未満」、「二〇〇円以上三〇〇円未満」、「三〇〇円以上」の六級に分けたが、中小商工業者は営業収益税の納否を標準として、「免稅者」、「二五円未満」、「二五円以上五〇円未満」、「五〇円以上」納稅者の四級に分ち、又農業者に就てもやはり直接の所得を目標とせず、耕作段別の大小に於て「五段未満」、「五段以上、一町未満」、「一町以上二町未満」、「二町以上三町未満」、「三町以上」及「地主」(所有地の大小を問はず自ら耕作せず他に小作せしめ居る者)の六級に分けたのであ

るから、茲に於ても此の區別に従はざるを得ない。唯「富有階級」及「カ  
ード階級」に對しては、元來個々の所得を記入せしめず、一併にして之を  
觀察したのであつて、其の結果は既に「第一表」に於て掲載されてゐるの  
であるから、茲には之を省略する、又農村在住の「魚業者」及「其ノ他」  
業者は、觀察数が僅少であるから、之も亦省略に附したい。

先づ都市在住者と農村在住者とに大別しよう。但し此の區別は絶対的で  
なく、都市在住の一般俸給生活者中には市外からの通勤者もあり、殊に小  
学校教員中には長野縣下の教員を含んでゐる。又貸銀労働者の中には地方  
都市在住者或は其の近郊農村よりの通勤者を含むのである。然し此等の全  
体に於ける比率は僅少であるから、之を無視しても差支へない。

之に對して農村在住者とは、特定の農村に在住する全夫婦を調べたので  
あつて、各種の職業者を内包してゐるのである。前記都市在住者に對して  
之を農村在住者として一括して觀察することとする。

### (二) 都市在住者

(不) 一般俸給生活者

行政官、陸海軍々人、巡査、小学校教員、銀行会社員等合計一三、二九七夫婦に就て、先づ其の实数及百分率を掲ぐれば左の如くである。

第三表 一般俸給者に於ける所得階級別子女分佈

収入階級	子女数		夫婦数	總数	
	実数	百分比		実数	百分比
二〇〇円—三〇〇円	三五九	一八・五四	一	二〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一五〇円—二〇〇円	三七八	二〇・九八	二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一〇〇円—一五〇円	四五	二・五七五	三	三・二七	三・二七
五〇円—一〇〇円	四七	一・八二二	四	二・四四	二・四四
五〇円未満	二四八	一六・三四	五	二・四四	二・四四
總数	二〇〇八	一〇〇・〇〇	一〇	一三・二九七	一〇〇・〇〇

不 詳	三〇〇円以上		三〇〇円以下	
	実数	百分比	実数	百分比
	一四八九	一〇〇.〇〇	一七、八八	一〇〇.〇〇
	二七六	一八.八三	一八、三三	一〇〇.〇〇
	二二〇	一四.七八	二〇.六七	一一.五二
	三三七	二二.九二	二二.二六	一二.五二
	三三七	二五.三二	二二.二六	一二.五二
	二四	一.七二	二二.二五	一二.五二
	一〇五	七.五五	九.七三	五.五二
	三六	二.四二	二.四四	一.三五
	一	〇.〇四	〇.六〇	〇.三五
	三	〇.二〇	〇.二五	〇.三五

之に依てみると、無子夫婦及寡子夫婦は低額所得者に多く、高額所得者  
 程子女数を増加してゐる。即ち五〇円未満に於ては、無子夫婦及一子夫婦  
 が六割六分以上を占め、二子以上を有する者は漸減して居り、五〇円乃至  
 百円の所得階級に於ては一子が最も多く、二子、無子の順で、此の三者を  
 以て全体の七割三分以上を占める。一〇〇円以上一五〇円未満の級に於て  
 は、二子を有する者が多く、一子、無子、三子の順で之に至り、右四者で  
 全体の八割二分以上に達する。一五〇円乃至二〇〇円の級に於ても其の順

位は衰らまいが、二子を有する者の比率は増大し、無子乃至三子の占むる割合は全体の八割三介以上を占むる。二〇〇円以上三〇〇円未満の級と三〇〇円以上の級に於ては、三子を有する夫婦が第一位を占め、二子、一子、無子の順で之に垂ぎ、右四者の占むる割合は、三〇〇円未満の級では、七割九介を、三〇〇円以上の級では七割五介二厘を占むる、無子乃至三子の占むる割合が、二〇〇円以上の高額所得者に於て漸減してゐるのは、此の階級に於ては一方に四子以上を有する者の数が増加してきてゐるからであり、要するに都市俸給生活者に於ては、大多数が未だ妊孕期間中に属する夫婦であるから、所得の増加は取も直さず一般に年齢の増加、即ち夫婦関係継続期間が長くなつてゐることを意味する。このことは又従て子女数が正比例的に増加を来してゐることを示す所以である。

#### 四 一般賃銀労働者

前記の動向は次の都市賃銀労働者に就ても、殆ど全く同様に現はれてゐる。唯異なるのは、夫々の所得階級に於て、俸給生活者の場合よりも常に

有子或は多子者の占むる割合が高いことである。例へば五〇円未満に於ては、無子及一子夫婦の比率は労働者の方が低いのに對して、二子夫婦の割合は却て高く、又一〇〇円乃至一五〇円級に於て早くも三子を有する夫婦が最高となつてゐる如きである。尤も賃銀労働者に於ては、二〇〇円以上の所得者は実数が極めて少ないから、此算を除外して考ふべきは云ふ迄も少ない。

第四表 一般賃銀労働者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女数		總数		五〇月未満		五〇月—一〇〇月		一〇〇月—一五〇月		一五〇月—二〇〇月		二〇〇月—三〇〇月	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
總数	一五、五八	一〇〇.〇〇	一五、五八	一〇〇.〇〇	七六一	一〇〇.〇〇	二、五四三	一〇〇.〇〇	三、二四三	一〇〇.〇〇	三、二六	一〇〇.〇〇	一三	一〇〇.〇〇
夫婦	〇		〇		〇		〇		〇		〇		〇	
一	三、四六	一九.七三	三、四六	一九.七三	三〇	二.八六	二、六九五	二一.六六	四七二	一五.〇二	四一	一.八二	四	二.五七
二	二、七三	一七.五三	二、七三	一七.五三	一三一	二.八九	二、〇五〇	一三.一八	五三	一.六三	三一	一.〇二	二	一.三二
三	二、四〇	一五.四一	二、四〇	一五.四一	八三	七.九一	一、六七七	一〇.七三	五六八	一八.〇七	三七	一.一三	二	一.三三
四	一、九四	一二.四四	一、九四	一二.四四	五四	三.四六	一、三六四	八.七五	四八八	一五.〇三	二四	〇.七四	三	二.二二
五	一、二五	八.〇二	一、二五	八.〇二	二三	一.四七	八二八	五.三二	三二八	二.〇四	一〇	〇.三一	一	〇.六四
六	六五	〇.四二	六五	〇.四二	二	〇.〇一	四三	〇.二八	一九	〇.一二	一	〇.〇三	〇	〇.〇〇
七	二九	〇.一八	二九	〇.一八	五	〇.〇三	一七	〇.一一	八	〇.〇五	四	〇.一二	〇	〇.〇〇
八	七〇	〇.四四	七〇	〇.四四	二	〇.〇一	三九	〇.二五	二六	〇.一六	一	〇.〇三	〇	〇.〇〇
九	一一	〇.〇七	一一	〇.〇七	〇	〇.〇〇	五	〇.〇三	五	〇.一六	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇
十	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇
十一	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇	〇	〇.〇〇



不 詳		三ノ〇月以上		
百分比	実数	百分比	実数	百分比
一〇〇.〇〇	三三	一〇〇.〇〇	一	一〇〇.〇〇
二五.五七	六七			一五.三八
二〇.二三	五三			三〇.七七
一七.五六	四六			一五.三八
二二.九八	三四			一五.三八
七.六三	二〇	一〇〇.〇〇	一	二三.〇八
八.〇二	二二			
四.九六	一三			
一.五三	四			
〇.七六	二			
〇.三八	一			
〇.三八	一			

(一) 一般中小商工業者

中小商工業者（東京市及大阪市）の所得は、前記の如く直接之を調査せず、營業收益税（昭和十四年度）の納否、多寡に從て之を觀察すること、したのである。總数は五五二七夫婦であるが、此の内約一割二介は納税の有無及多寡が不詳である。

第五表 一般中小商工業者に於ける所得階級別子女分布

納税額別	子女数		總数		免稅者		二五円未満		二五円—五〇円		五〇円以上		不詳
	夫	婦	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比	
總数	5,527	1,254	6,781		699	10.30	809	11.94	793	11.69	2,644	39.00	676
0	0	0	223	3.29	213	3.14	148	2.18	473	7.00	1,771	26.12	233
1	1	1	133	1.96	133	1.96	158	2.30	437	6.44	1,658	24.45	133
2	2	2	108	1.59	108	1.59	166	2.43	477	7.03	1,691	24.80	108
3	3	3	92	1.36	92	1.36	136	1.99	497	7.33	1,880	27.59	92
4	4	4	55	0.81	55	0.81	98	1.43	371	5.47	1,403	20.69	55
5	5	5	50	0.74	50	0.74	56	0.82	234	3.45	885	13.04	50
6	6	6	25	0.37	25	0.37	34	0.50	135	1.99	473	7.00	25
7	7	7	6	0.09	6	0.09	4	0.06	51	0.75	193	2.84	6
8	8	8	2	0.03	2	0.03	3	0.04	11	0.16	42	0.62	2
9	9	9	2	0.03	2	0.03	1	0.01	3	0.04	11	0.16	2
10	10	10	1	0.01	1	0.01	1	0.01	1	0.01	4	0.06	1

百分比	一〇〇、〇〇	三、五二	一八、二〇	一五、九八	一三、六一	八、二四	七、〇〇	三、七〇	〇、八九	〇、三〇	〇、三〇	
-----	--------	------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	--

右表によつて窺ふに、免税者及二十五円未満の納税者、即ち小額収益へ所得ノ者と推定せらるゝものは、無子或は二子以下の夫婦が圧倒的に多く、就中無子者が最も多い。之に對して五〇円未満の納税者に於ては無子及二子以下の夫婦が多いのは、同様であつて、一子及無子が之に続いてゐる。更に五〇円以上の納税者、即ち収益へ所得ノ者が比較的多いと認めらるゝ階級に於ては、三子が最も多く、無子、二子、一子の夫婦が之に順次してゐる。此のことは取も直さず、低額収益者、即ち極小規模の商工業者には比較的若年の夫婦が多いこと、反対に高額収益者には比較的高年の夫婦が多いこと、換言すれば都市の中小商工業者に就ても、俸給、賃銀労働者と同様に一般に年令を高めると従て、収益へ所得ノが増大してくることを証するものであらう。

(二) 農村在住者

(1) 農業者

農村在住者中農業者の夫婦二六、四九九の子女分布は左表の如くである。冒頭に断つた通り、農村に就ては全夫婦を網羅したのであつて、一家にもし二組以上の夫婦がある場合は其の耕作段別を一天婦と均分して記入さしたるのである。従て一天婦当の耕作段別は必ずしも一家当の耕作段別ではないのである。

第六表 農業者ニ於ケル耕作面積段別子女分布

耕作段別	子女数	
	実数	百分比
五段未滿	四、六九六	一〇〇、〇〇
總数	二六、四九九	一〇〇、〇〇
一	七、五三三	二八、四二七
二	四、三九九	一六、六一九
三	三、八八八	一四、七一九
四	三、五九〇	一三、五五五
五	二、九三三	一一、〇八三
六	一、九四四	七、四一九
七	一、九七七	七、四四九
八	五九九	二、二六八
九	二四九	一、四五五
十	二四	〇、〇九
	三	〇、〇二

不 地 詳	地 主	三 町 以 上	二 町 一 三 町	一 町 一 二 町	五 段 一 一 町						
百分比	实数	百分比	实数	百分比	实数	百分比	实数	百分比	实数	百分比	实数
100.00	六七九	100.00	三八〇	100.00	五六七	100.00	一、二五八	100.00	八三七五	100.00	一、〇六四四
三、三七七	三三三	四八、二六	一八三	一〇、三三	五八	一六、三三	一八八	二二、二四	一八五四	三三、五二	三、四六一
一七、〇八	二六	一五、七九	六〇	一五、八七	九〇	二二、八七	一四九	一五、四〇	一、九〇	一六、五五	一、七六二
一六、六四	一三三	二一、〇五	四二	一五、五二	八八	一七、五三	二〇三	一五、六九	一、三四	一五、〇四	一、六〇一
二二、三七七	八四	九、二一	三五	一六、七五	九五	一七、八八	一〇七	一五、三〇	一、三八一	一三、〇二	一、三六六
一〇、六〇	七二	七、八九	三〇	一三、五八	七七	一四、七七	一七一	一三、三七	一、二〇	一〇、一六	一、〇八一
五、七四	三九	四、四七	一七	一三、五二	七一	九、五	一〇六	九、三四	七、八二	六、六〇	七、〇二
四、四二	三〇	二、二一	八	九、五二	五四	八、五五	九九	五、四四	四、五六	三、九八	四、四四
一、三三	九	一、〇五	四	四、〇六	三三	二、二五	二六	二、四八	二、〇八	一、六一	一、七一
〇、一四	一	一、〇三六	一	一、五八	九	〇、六九	八	〇、七四	六、二七	〇、四五	四、八
〇、三九	二	一、〇三六	一	〇、二八	一	〇、〇九	一	〇、〇八	七	〇、〇八	八
				〇、二八	一			〇、〇二	一		

之によつて観ると、農業者に於ては耕作段別の如何に拘はらず、子女の分布状態は殆ど変る所がない。即ち無子の夫婦を最多とし、一子、二子、三子と順次に減少してゐるのである。其の理由は判然しなないが、耕作段別へ自作、小作を問はずの大小が概して夫婦の年令に關係しなないことを一面語るものであらう。又無子や寡子の夫婦が割合に多いのは、既述の様々、農村に就ては全夫婦を網羅した關係上、妊孕期間経過後の夫婦、即ち子女を有しても盡くが或は一郭が十八才以上に達してゐる夫婦が少くないからである。就中五段未満の耕作者と「地主」に無子夫婦が圧倒的に多く、殆ど半数近くに及んでゐるのは、恐らく五段未満の耕作者中には、一家に数夫婦が存在し、従て一夫婦当段別が五段未満となつた場合が多いと認めらるゝ、而して此等の中には当然高令の夫婦が少からず存すると考へらるゝ故であらう。又地主階級に於て同様の現象があるのは、元來該調査に於ては、所謂地主の外に、耕地面積の大小を問はず、所有地の大部分を自ら耕作せずして、之を他人に貸付けてゐる場合、之を地主と記入せしめたので

あるが、其のため自らの耕作能力を失つた老人夫婦が、此の場合「地主」として表章されたものが相当あるためと考へられる。

(四) 俸給生活者及賃銀労働者

農村在住の俸給生活者の夫婦数は三・二・一三組、同じく賃銀労働の夫婦数は四・六・四組である。其の分布状態は第七表及第八表の如くであるが、労働者に於ては一五〇円以上の所得者は僅少であり、又一五〇円未満に於ける分布状態は、俸給生活者と大同小異であるから、茲には之を一併にして掲げる。本表に依て窺ふに五〇円未満に於ては無子夫婦が最も多く、一子、二子の順で之に亘いである。此の点で都市の場合と同様であるが、都市に於ては無子と一子で六割内外を占め、二子以上を有するものは極めて微少であるが拘はらず、農村に於ては二子、三子、四子のものも相当に存する。此傾向は、他の所得階級に就ても見られることであつて、此点からしても吾々は農村俸給生活者が、軍令の向上に伴つて必ずしも俸給が増加しないことを想像出来よう。五〇円以上一〇〇円未満に於ても尚ほ無子者が比較

的高いが、一子、二子、三子を有するものと何れも大し長差はない。一五〇円以上三〇〇円未満のものに於ては、二子の夫婦が最も多く、無子、一子、三子の夫婦は大体同率である。更に三〇〇円以上以ては無子と三子とが圧倒的に多いのは斯かる所得者が、都市に於けると同様相当年令の高  
いことを示してゐるのである。

第七表 農村在住俸給生活者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女数		天婦 總数
	男	女	
五〇円—一〇〇円	實数 一、三五一	實数 一、三五一	三、二二二
五〇円未満	百分比 三、八二	百分比 三、八二	〇
總数	實数 六、五三	實数 六、五三	一、三五
	百分比 一、九六	百分比 一、九六	一
	實数 一、二四	實数 一、二四	二
	百分比 一、八九	百分比 一、八九	三
	實数 九一	實数 九一	四
	百分比 一、三六	百分比 一、三六	五
	實数 四九	實数 四九	六
	百分比 一、二二	百分比 一、二二	七
	實数 二七	實数 二七	八
	百分比 〇、八七	百分比 〇、八七	九
	實数 二	實数 二	十
	百分比 〇、三二	百分比 〇、三二	十一
	實数 一	實数 一	十二
	百分比 〇、〇五	百分比 〇、〇五	



不 詳	三 ノ ノ 月 以 上	二 ノ ノ 月 一 三 ノ ノ 月	一 五 ノ 月 二 ノ ノ 月	一 〇 ノ 月 一 一 五 ノ 月
百 分 比	实 数	百 分 比	实 数	百 分 比
一 〇 〇 、 〇 〇	一 四 四	一 〇 〇 、 〇 〇	二 七 五	一 〇 〇 、 〇 〇
二 三 、 二 二	三 二	一 〇 〇 、 〇 〇	六 七	二 一 、 一 七
一 〇 四 二	一 五	一 〇 〇 、 〇 〇	三 五	一 四 、 六 四
二 一 、 五 三	三 一	一 〇 〇 、 〇 〇	五 三	二 〇 、 〇 五
一 六 、 六 七	二 四	一 〇 〇 、 〇 〇	六 四	一 七 、 一 二
二 一 、 一 一	一 六	一 〇 〇 、 〇 〇	三 四	二 三 、 三 九
八 、 三 三	一 二	一 〇 〇 、 〇 〇	一 三	五 、 八 六
五 、 五 六	八	一 〇 〇 、 〇 〇	四	四 、 九 五
一 、 三 九	二	一 〇 〇 、 〇 〇	五	二 、 九 三
一 、 三 九	二	一 〇 〇 、 〇 〇		〇 、 六 八
〇 、 六 九	一	一 〇 〇 、 〇 〇		〇 、 三 三
一 〇 、 六 九	一	一 〇 〇 、 〇 〇		
一 〇 、 六 九	一	一 〇 〇 、 〇 〇		

第八表 農村在住賃銀労働者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女数		總夫婦数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	子	女												
總数	実数	百分比	4664	978	803	708	621	522	380	303	183	93	27	6
五〇円未満	実数	百分比	2252	479	372	336	320	258	155	144	76	57	2	4
五〇円—一〇〇円	実数	百分比	1682	340	298	271	235	194	130	108	75	24	5	2
一〇〇円—一五〇円	実数	百分比	1050	16	17	32	17	10	6	7	6	1	3	1
一五〇円—二〇〇円	実数	百分比	68	6	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1
二〇〇円—三〇〇円	実数	百分比	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

不 詳	三〇〇円以上		三〇〇円以下	
	実 数	百 分 比	実 数	百 分 比
	五九四	一〇〇、〇〇	六	一〇〇、〇〇
	一三四	三、五六	二	四、二九
	一三三	一、九〇	一	一、四九
	七五	一、二六	一	一、五二
	八五	一、四三	一	一、四三
	五六	一、四三	一	一、四三
	四五	七、五八	二	一、
	四四	七、四一	一	一、
	三三	三、八七	一	三、八七
	二	一、八五	一	一、八五
	八	一、三五	一	一、三五

(ハ) 商工業者

農村在住商工業者は四〇〇〇七夫婦であるが其約四割五分は納税の有無及  
 税額が不明であり、判明してゐるもの、約五割は免税者である。而して子  
 女の分布状態に於て甚だ特異なのは、免税者に於ても、又各納税階級に於  
 ても、總べて無子夫婦が圧倒的に多いことである。此の中免税者に於ては、  
 一子、二子、三子と遞減して居る者からして、大体若年者の夫婦の数が多  
 いに依るものとも考へらるるが、他の納税階級に於ては、無子者が何れも

圧倒的に多いといふ以外に、一定の規則性を示してゐない。此のことは農村に於ける商工業者の収益が、年令の高下に因係しないといふことを暗示するものであらう。

第九表 農村在住商工業者に於ける所得階級別子女分布

約税額別	子女数		免稅者	總數	
	夫婦	總數		百分比	實數
100000	100000	2235	100000	100000	40000
200000	200000	1247	2946	355	1247
300000	300000	50	1618	195	50
400000	400000	568	1353	163	568
500000	500000	536	1369	165	536
600000	600000	433	1262	140	433
700000	700000	318	732	87	318
800000	800000	221	481	58	221
900000	900000	101	232	28	101
1000000	1000000	49	175	9	49
1100000	1100000	26	141	5	26
1200000	1200000	4	75	1	4
1300000	1300000	2	41	1	2
1400000	1400000	1	18	1	1
1500000	1500000	1	1	1	1

不 詳	五ヶ月以上		
	実数	百分比	
百分比	実数	百分比	実数
100.00	1,845	100.00	217
29.38	542	29.42	53
15.50	366	19.95	22
13.06	341	18.55	38
12.74	335	18.27	33
10.95	222	12.06	24
7.86	145	7.88	19
5.69	105	5.75	15
2.55	47	2.56	7
1.30	24	1.31	5
0.71	13	0.71	3
0.11	2		1
0.05	1		1
0.11	2		1

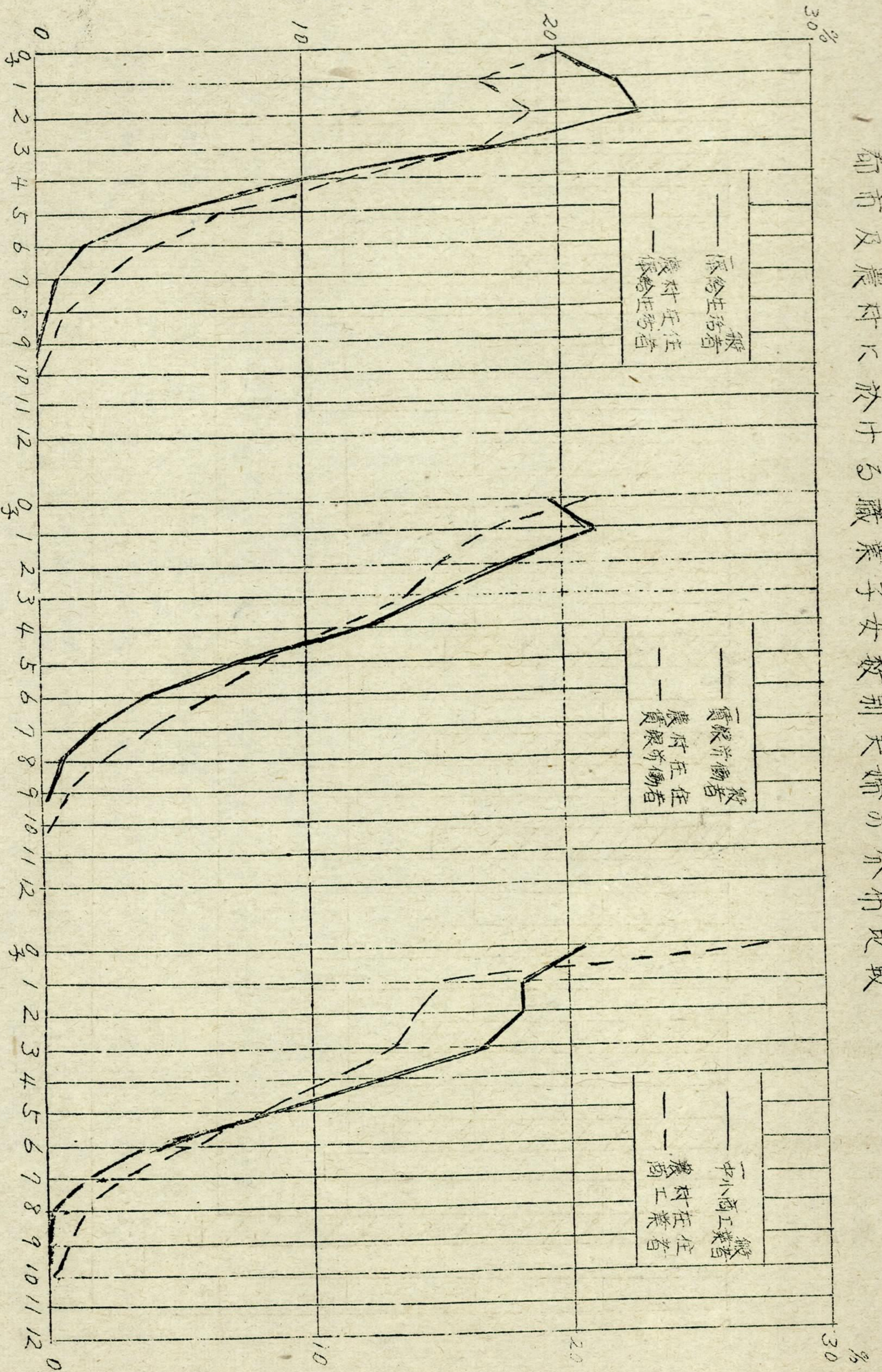
第四 餘言

均しく俸給生活者、賃銀労働者及商工業者と云つても、都市と農村に於ては質的に甚だ相異して居ることは容易に想像される所である。従て夫々に於ける十八歳未満の子女の分布状態も決して一律ではなない。其の状態及推測せらる理由に就ては先に一言したが、今対照を明確ならしむるために、之を圖に描き示せば尤の如くである。

又各職業者に於ける一夫婦当全子女数と、十八歳未満の子女数との比較

を圖示すれば次の如くであるが、其の差の大きなるものは云ふ迄も早く妊娠  
期間経過の夫婦、さもなくとも高年の夫婦の数が比較的多いことを示すも  
のであり、其の差の小なるは大体其の反対のことを示すものである。唯力  
ード階級に於て全子女の數も、又十八歳未満の子女の數も何れも他と比し  
て甚だ高いのは、本文に説明した様を理由があるためである。

都市及農村に於ける職業子女数別夫婦の分布比較



職業別に見られる一夫婦の平均子女数

18歳未満子女

出生力調査ニ於ケル出生児

